

都市建設常任委員会会議記録

日 時 平成30年10月11日(木曜日)

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第1委員会室

午前10時56分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

① 内原駅橋上駅舎及び自由通路整備事業について

(市街地整備課)

(2) その他

2 出席委員(6名)

委員長 黒木 勇 君 副委員長 大津 亮一 君

委員 中庭 次男 君 委員 飯田 正美 君

委員 村田 進洋 君 委員 松本 勝久 君

3 欠席委員(1名)

委員 高橋 丈夫 君

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長 秋葉 宗志 君

建設部技監 渡邊 雅之 君 建設部技監兼
建築課長 小林 幸夫 君

建設計画課長 大森 幹司 君 道路管理課長 有金 正義 君

道路建設課長 安達 茂 君 生活道路整備
課長 川又 弘一 君

河川都市排水
課長 三村 隆 君 土木補修事務
所長 大山 裕己 君

内原建設事務
所長 谷 萩 幸治 君

都市計画部長 高橋 涼 君 都市計画部
副部長 川崎 洋幸 君

都市計画部技監兼
市街地整備課長 坪 貴之 君 都市計画部技監兼
住宅政策課長 木村 勤 君

都市計画部技監兼
泉町周辺地区
開発事務所長 加藤 久人 君 都市計画課長 黒澤 純一郎 君

建築指導課長 井原 孝志 君 公園緑地課長 上田 航 君

下水道部長 白 田 敏 範 君 下水道部副部長 弓 野 憲 一 君

下水道管理課長 鬼 澤 英 一 君 下水道整備課長 松 葉 光 隆 君

6 事務局職員出席者

議事係長 綱 島 卓 也 君 書記 武 田 侑 未 子 君

午前10時 2分 開議

○黒木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、高橋委員が所用のため、猿田建設部長が公務出張のため、渡邊下水道施設管理事務所長が忌引のため、それぞれ欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

この際、御報告いたします。

本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしくお願いたします。

[傍聴人入室]

○黒木委員長 それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

それでは、内原駅橋上駅舎及び自由通路整備事業について、執行部から説明を願います。

坏技監兼市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 それでは、内原駅橋上駅舎及び自由通路整備事業について、市街地整備課提出の資料で御説明いたします。

まず、概要でございますが、水戸市第6次総合計画などにより、駅北の土地区画整理事業が完了し、拠点機能の強化を一層高めるため、内原駅橋上駅舎及び自由通路の整備を進め、利便性の高い交通結節点としての機能強化を図ってまいります。

平成29年5月の当委員会で御報告いたしましたJR東日本水戸支社との基本協定に基づき、基本設計が完了いたしましたので、御報告いたします。

基本設計の内容でございますが、下の図をごらんください。

内原駅橋上駅舎、赤で着色した部分でございますが、駅事務室、改札、発券機、構内トイレなどがございます。上りホームは階段1カ所、階段幅約2メートル、エレベーター1基でございます。下りホームについても同様でございます。面積につきましては、約522平米でございます。

次に、内原駅南北自由通路、青で着色した部分でございます。自由通路の延長が約58メートル、幅員約4メートルでございます。南口は階段1カ所、階段幅約3メートル、エレベーター1基、公衆トイレは男女、多機能トイレでございます。北口についても南口と同様の構成でございますが、階段幅については北側自由通路に乗降客が分散するため、約2メートルとしております。

内原駅北側自由通路、黄色で着色した部分でございます。自由通路の延長は約45メートル、幅員は約2.5メートルでございます。西側は南北自由通路と連結し、東側には階段1カ所、階段幅約2.5メートル、エレベーター1基を整備する予定でございます。

ページを返していただきまして、設計のコンセプトでございますが、当該地区は農業との結びつきが深い地域でございます。コンセプトといたしましては、まちの風土や文化と調和する、あたたかみのある駅、でございます。

具体的には大きな屋根を取り入れ、内原地区を象徴するような駅を計画しております。①が南側から見たパースでございます。右側が水戸駅、左側が上野駅方面でございます。②が北側から見たパースでございます。

す。右側が上野駅、左側が水戸駅方面でございます。外壁は押出成型セメント板、屋根はガルバリウム鋼板を使用する予定でございます。

次に、今後のスケジュールにつきましては、2018年度実施設計、2019年度工事着手、2021年度供用開始を予定しております。

ページを返していただきまして、3ページが駅舎及び南北自由通路、4ページが北側自由通路の詳細図でございます、2階部分を図示しております。1階部分にあるトイレにつきましては、黒い線で囲み、引き出し線で1階部分と表記しております。また、エレベーターにつきましても黒い線で囲んであります。

説明は以上でございます。

○黒木委員長 内容につきまして、御質問等がございましたら発言願います。

松本委員。

○松本委員 今、初めてこう見せていただいて、まあまあいいのかなというような感じではあるんですけども、この自由通路というのは、前はもっと狭かったのかな、前に話を聞いたところ。これ、4メートルになったということですか。

ということと、2枚目の下の図面を見たときのこの道路というのは、市道内原8-0050号線の上にその自由通路がかかる予定ですよ。この市道内原8-0050号線というのが、現在あるあの踏切のところの道路を表現しているんですか、私もよくわからないんだよ。余り行ったことないから。それでよろしいんですね。そうすると、これ、道路の幅員は前と同じということですね。

踏切のところも歩行者が歩くというお話を前も聞いていましたよね。これはそのまま残して、自由通路下の線路を歩くということにもなるわけですね。そうすると、依然として、これは今までどおりの遮断機で通れているの。車もできればここを通れば本当はいいような気もするんだよね、遮断機をなくして、例えばだよ。どうせできるのならば、立体にでもすとか、地下にでもして、歩行者も車も通ればいいなと今ふと思ったものですから、そういう方面の検討というのは全然していなかったということなのかな、これ。

これは総額的にどのぐらいかかるんですか。それで、水戸市の部分はどれぐらい出して、これは東鉄工業でしたか、工事はどこだかもう決まっているんだっぺ、大体。JR事業というのは大体決まっているような気がするの。だから、そうした工事側のほうの金額の配分というか持ち分というか、どのぐらい総額がかかるのかとか、その辺をちょっと教えてください。

○黒木委員長 坏技監。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

自由通路の幅なんですけど、もともと4メートルで予定しておりました。

次に、自動車をアンダーとオーバーでというお話でございましたけれども、これにつきましては、整備後の社会情勢や地元の意向を確認しながら、検討していきたいと考えております。

総額につきましては、約25億円以下でございます。経費の配分につきましては、国費が約50%でございます。

以上でございます。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 25億円ぐらいかかると。水戸市内の駅というのは幾つあるんだっただか、東水戸駅まで入れると4つ、5つになるのかな、そのうちの重要な、乗降客が1万人はなかったような気がしたんだけど、ちょっとそういう話を聞いたことがあるんだけど、やっぱり幾らかかってもつくるものはつくったほうがいいと思いますね。

そうするというと、その25億円の50%がどこからの補助ですか、国ですか。そうするとあとの50%が例えば水戸市が出すということになるわけですね。

JR側のほうの駅舎なんだけれども、JRは一銭も出さないということけ、例えば。半分だったら大変でしょう。12億5,000万円。そのうち一銭もJRというのは出さないのか、こういう場合は。今までも昔、水戸駅橋上駅舎のときの私の記憶の中では余り出さなかったんだよね、JRというのは。あのころは国鉄時代だったもの。だから、今回もこういう形でもって、半分については、水戸市は市債か何かでもって補っていくようなやり方で、JR側のほうとはその辺の話し合いをまだしていないと。進めていないということですか。まるっきり半分为市が出すんですか。

[発言する者あり]

○松本委員 予想でもいいよ、まだね。

○黒木委員長 坏技監。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

JRと今、交渉中でございまして、約1億円以下程度の負担があるのではないかとこのように考えております。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 25億円の50%のうちの残りの1億円程度でこれだけの立派な駅舎ができるんだから、やっぱりもう少し頑張って、部長さんや副市長さんもいるんだから。1億円程度では、外構を少しやっただけで終わっちゃうんじゃないの。

何とか、皆さんのこれからの頑張りに期待をしています。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 ただいま御説明がありましたが、この基本設計の考え方としまして、バリアフリー化というか、例えば車椅子対応とか、今回はエレベーターがありますから、例えば車椅子とかの方もエレベーターでは行き来ができるわけですが、点字ブロックとか、例えばトイレのあたりもどうなのかなと、そういった身障者バリアフリー対応の考え方について、お尋ねしたいと思います。

○黒木委員長 坏技監。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

バリアフリーにつきましては、トイレにおいては多機能トイレを設置する予定としておりまして、点字ブロックもこの通路、あるいは階段等につける予定でございまして。

以上でございまして。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。

そうすると、バリアフリー法の関係で、関係課とはいろいろ協議しているということでもよろしいですね。

あとそれから、黄色いこの北側自由通路の関係ですが、これは歩行者デッキということで、あくまでも歩行者だけであって、例えば、自転車を押して上がれるようなそんな形になっていないのかと。あと雨が降った場合は、この図面を見ますと、上に屋根がついているようなんですが、これは脇から雨が吹き込むような感じの屋根ですか。

その2点、お尋ねしたいと思います。

○黒木委員長 坏技監。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

歩行者専用でございますので、自転車は上がれない設定としております。自転車については、下の横断歩道を渡っていただきたいというふうに考えております。

次に、屋根の件なんですけど、やはり両サイドについては何も設置しないという形を今考えておまして、暴風雨のときはどうしてもぬれてしまいますが、弱い雨のときはぬれないで、雨の日、バリアフリーで渡れるということにしております。

以上でございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。

あと、今後のスケジュールで、実施設計はこれは2018年度ですから、今年度もう始まっているんですか。これからですね。

あと、供用開始が2021年度の予定でありますけど、これは2021年度というのと、お尻が2020年3月までというふうになりますけれども、全部できないと供用開始にならないんですか。それとも、例えば自由通路とかそういったところについては一部供用開始にするような形にもできるんですか。

○黒木委員長 坏技監。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

2021年度の供用開始でございますので、全体が完成してから供用開始をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 松本委員からの質問で、JRは25億円のうちたった1億円しか負担しないということでした。12億円は水戸市の負担ということでありまして、余りにも少ないんじゃないかと。赤塚駅の南口橋上駅舎化にしても、もっと出したと思うんですね、私の記憶では。だから、もっと交渉してはどうかというふうに思いましたが、いかがでしょうか。

○黒木委員長 坏技監。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今後、JRと協議をしまして、もう少しいただけるように一生懸命協議してまいりますので、よろしくお願いたします。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 赤塚駅の橋上駅舎化のときにはどのくらい出したんですか、JRは。

[発言する者あり]

○中庭委員 わからないですか。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 それから、3ページを見ますと、下りホームとそれから上りホームの階段がありますけれども、この階段にエスカレーターをつける予定はないのかということなんです、赤塚駅の場合、どちらもエスカレーターがついているんですけども、これで見るとつかないような計画なんです、なぜつけられないのか、つかないのかお伺いしたいというのと、もう一つは視覚障害者が駅でホームに転落するという事故が全国で起きていますが、視覚障害者が駅のホームに転落しないような対応策というのは今回の工事の中で何かとられるのか。例えば、点字ブロックの問題だとかいろいろあると思うんですよね。そういう対応策というのはあるのかどうか、お答えいただきたい。

○黒木委員長 坏技監。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

エスカレーターにつきましては、乗降客が1万人以下の駅につきましては、JRの基準で設置できないというふうにうかがっております。内原駅につきましては、5,600人の乗降客でございますので、設置できません。

それと、転落防止用の柵みたいなものだと思うんですが、それにつきましては設置する予定はございません。

以上です。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 あとは、この内原駅の南側に今、水戸市が設置した駐車場というものがありますよね。それから民間の駐車場もありますけれども、今回の場合、南側の駐車台数というのは何台ぐらい駐車できるのか、お答えいただきたいと思います。

○黒木委員長 坏技監。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

現在の駐車台数は57台でございます。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 それで、新しく整備される南口広場の駐車場ってどれぐらいなんですか。

○黒木委員長 坏技監。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

整備後につきましては、12台の駐車スペースを設ける予定でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 今までとめていた方がとめられなくなってしまうということなんです、何かこの駐車場対策

というのは考えていらっしゃるのか。水戸市として、近くに駐車場をつくるのかそういう計画はないんですか、これは。

○黒木委員長 坏技監。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

水戸市といたしましては、近くに駐車場をつくる計画はございません。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 駐車場ができなくて、拡大もできなくて、大丈夫なんですか。何か対応策というのは考えていないんですか。そうすると、民間の駐車場にあくまでも頼るといことになるわけですか。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 そうです。

○中庭委員 わかりました。

赤塚駅の南口ができたことによって、姫子だとか、見和、見川が非常に発展しました。そういう点では、今回のこの自由通路や橋上駅舎ができることは町の発展のためにも、住民の利便性のためにも非常に大事なことだと思いますので、住民の声を聞きながらぜひ整備を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○黒木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、この件につきまして、終わらせていただきます。

それでは、次にその他に入ります。

委員より何かございましたら、発言を願ひます。

中庭委員。

○中庭委員 実は、9月の下旬に市営住宅等家賃等の納付の願ひというはがきが出されました。このはがきを見ますと、これがそのはがきで書いてあることなんですが、法的措置をとると、要するに納付をしていない場合には、あなたと連帯保証人に対して法的措置をとることになりますので、御承知おきくださいという手紙が出ました。

そこで質問なんですけれども、1つは、どんな人を対象に、例えばどういう基準でこの通知を出したのかというのが1点。

2つ目は、このはがきを今送った理由というのは何なのかということと、3つ目は入居者と連帯保証人に対して法的措置をとると書いてありますが、これは裁判に訴えるということなのかと。

その3点について、お答えをいただきたいと思います。

○黒木委員長 木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

まず、1つ目の、はがきは誰に送ったかという質問なんですけれども、入居者を対象にしまして、全滞納者、約600世帯に発送しております。

2つ目の、はがきを送った理由ということですが、滞納者への納付措置の一つであり、早い段階での納付の通知をすることによって、本人にその意識を持たせるために送っております。

3つ目の、法的措置ということで、連帯保証人も含めた裁判という質問だと思うんですけども、こちらに関しては、法的措置の記載について、法律的に相手に対しても一定の行為を請求することということで、催告書として滞納2カ月以上の方に送っております。また、入居のしおりのほうにも、滞納者への納付指導、出頭の要請、法的措置など、連帯保証人に対しても同様な措置を講じますというようなことで記載しておりますので、はがきに記載しまして発送したものでございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私のところ、何人かの方から訴えがありました。

1つは、住宅政策課と分納契約を結んで今納めているのに、いきなり今度はこの契約にあるにもかかわらず、法的措置をとるといふことは、これは分納契約を一方的に破棄することなのかと。せっかく今分納しているのに、何で今度は裁判に訴えられるのかという訴えがありましたが、これについてはどうなんですか。要するに、今まで住宅政策課と入居者との間でせっかく分納契約を結んでいるにもかかわらず、それを一方的に破棄して、法的措置をとるといふような通知ですよ、これを見ると。これはどういうことで送ったんですか。

○黒木委員長 木村技監。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

分納誓約をいただいている世帯も、滞納という端末のシステムの中で滞納者というリストアップしたものの中に全て入ってしまいまして、分納誓約をされている方約220世帯に通知を発送しております。この中で一部の方がきちんと分納されてはいるのですが、分納誓約をいたしましても納付されていない方も多くおりますので、確認といふか意識を持っていただくために送っております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、今のお話の中ではまず600世帯に送って、そのうち220世帯は分納で契約をして納めていると。その220世帯の中できちんと分納しているにもかかわらず送ったんですね、そうすると。分納契約をきちんと守っているにもかかわらず送った方の件数といふのは何件ぐらいあるんですか、220件のうち。

○黒木委員長 木村技監。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

きちんと分納されている方は約80世帯おります。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、80世帯の方はちゃんと納めているにもかかわらず、法的措置をとるといふふうにあったわけですから、これはびっくりしますよね。私のところにも、なんだ、これは、ちゃんと市役所と契約をしているにもかかわらず、それを一方的に破棄して、法的措置をとるといふことはおかしい、というこの抗議の声も寄せられましたが、市役所にはそういう声は来ていないんですか。

○黒木委員長 木村技監。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

きちんと分納されている世帯からのこのはがきについての内容の問い合わせは、市のほうにも電話は来て

おります。今回ののがきを送った旨の説明をいたしまして、納得していただいている次第でございます。

今回の発送で、こういった問題が数件発生しましたので、次回から発送する場合には改善するようにということで指示はしております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 ぜひ改善していただきたい。せっかく真面目に納めている人に対しても法的措置をとるという一方的な通知を出すというやり方は、これはとても納得できるものではないし、抗議の電話も市役所に来たというふうに思います。

それから、もう一つは生活保護を受給している人もいらっしゃいますよね。はがきを送った人の中で何人ぐらい生活保護を受給しているのか、お答えいただきたい。

○黒木委員長 木村技監。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

生活保護を受給されている世帯は、滞納している世帯の中で150世帯となっております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私のところに相談を寄せられた方は、河和田団地に住んでいる方なんですけれども、この方は生活保護を現在受けていて、そして10年前の滞納分の請求が来たんですよ。これは生活保護を受ける直前で、非常に生活が苦しくなってきたときに請求が来たわけなんです。ほかの方からも生活保護を受けて、ちゃんと住宅家賃は天引きになっているにもかかわらず、ちゃんと納めているにもかかわらず、この裁判の通知も来るというのでは、これはおかしいんじゃないかという声が出されているんです。やっぱり生活保護の方は家賃の滞納というのは基本的にないわけですよ。水戸市がかわって代理納付している方がほとんどなので、今は。だから滞納ってないんですよ。そういう方々にまで、過去の10年前の家賃まで、若干ある家賃まで支払わなければ、法的措置をとるといっても、もうぎりぎりの生活保護で生活している中では支払えないという訴えが寄せられているんですけれども、この生活保護のところをきちんとチェックしないで送ったんですか、この150件については。

○黒木委員長 木村技監。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

生活保護の受給者、滞納されている150世帯につきましても、分納誓約をされている方と同じように、端末の機械から滞納者というリストアップのもとに発送しております。生活保護の方にも代理納付されていない方も何世帯かおります。こういった方も含めて、納めていただいている方からもやっぱり電話問い合わせが来ております。分納誓約の方と同じように、今後発送する場合の改善ということで、こちらも同じように指示はしております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 ぜひこれは改善していただきたい。10月から生活保護費が下がったんですよ。全国で210億円。そして平均で5%、特に高齢者の方が下がったということの中で、一方でかつての家賃滞納で法的措置をとるという通知が来て、みんなびっくりして、私のところには何でこんな通知が来たのかという抗議の訴えもありました。

あと次に、国土交通省の住宅局が、今年の3月30日に全国の自治体に通知して、公営住宅管理標準条例の改正についての中で、高齢者やあるいは障害者の方が連帯保証人を見つけられるのが非常に困難なので、連帯保証人制度の規定を削除しなさいというのがありました。しかし、今回、これを見ますと、連帯保証人に対して法的措置をとると書いてあるんですね。そうすると、これは連帯保証人の方も裁判にかけるとなれば、3月30日のこの全国自治体への通知の趣旨に反していますし、ますます連帯保証人を見つけることが困難になってしまってしまうんじゃないかということについてはどう考えるのでしょうか。

○黒木委員長 木村技監。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

連帯保証人への法的措置に関しては、現段階では連帯保証人に対しても債務の義務がありますので、法的措置の対象としております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 9月議会の私の代表質問の中で、高橋市長は、平成32年4月からはこの連帯保証人制度について、どういうふうにするか検討するというのを答弁いたしました。したがって、やっぱり今その見直しが途中だからといって、途中なんでしょうけれども、いずれにしてもそういう中で連帯保証人を裁判にかけてしまうという通知を出すのは、これはやはりますます高齢者、障害者、低所得者、生活保護世帯が市営住宅に入居できなくなってしまうんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○黒木委員長 木村技監。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

これから入居できなくなってしまうのではないかとということではなく、現在滞納している方に対しての督促のはがきということですので、御理解願えればと思うんですけども。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 それは理解できない。やっぱりこれから入居する方はたくさんいらっしゃいますから、今貧困と格差が広がっている中で、連帯保証人まで裁判にかけてしまうという通知をすることは、連帯保証人を見つけることがこれから非常に困難になってしまうということをしっかり認識していただきたいと思います。

それから、もう一つは私、このはがきを持って弁護士さんのところに行ってみたんですが、この法的措置をとれるのかどうかという問題なんですけれども、このはがきを送られた方は、平成21年9月までの若干の期間を滞納したということなんです。弁護士の話では時効というのがあると。例えば市営住宅の家賃の滞納についての時効というのは何年なんですか、これは。

○黒木委員長 木村技監。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 市営住宅の場合ですと、5年前になります。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 生活保護の方にこういう通知が行って、そして時効の問題もあるのに、法的措置をとるということは、弁護士さんも言っていましたけれども、法的措置をとれないと、これは。とれないものに法的措置をとるというふうに言って、はがきを出すのはおかしいんじゃないかというふうに言っておりました。

だから、そういう点では、したがって私は……

〔「違反をしているのかどうかということが問題じゃないか」発言する者あり〕

○中庭委員 だから法律的に法的措置をとれないと、これは。

〔「これに違反しているの、これは」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 だからとれないんですよ。とれないと言っていました、弁護士さんは。

それで、その理由はそういうふうな時効の問題もあるということなので、やっぱり今回の通知の出し方ですよね。要するに2カ月以上滞納した人、入居者全てに催促の手紙を出したと。そしてその中には真面目に分納している人についても法的措置をとるとか、あるいは生活保護を受けている方についても法的措置をとるとかいう通知を出すこと自体が、やっぱり非常にこれは不注意なやり方じゃないかと。要するに、本当に弱者のための、低所得者のための公営住宅という観点から見れば、今回の措置はやり過ぎているんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○黒木委員長 木村技監。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

市営住宅に入居されている方に対して、今回のはがきを送付した件につきましては、少しでも早い段階から滞納しているという意識を持っていただくために送ったものであります。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 早い段階から意識を持ってもらうということのためにこういう不注意なことまでやってしまうというのは、私はやっぱり水戸市の勇み足じゃないかと。やっぱりきちんと分納している方や、生活保護を受けている方も含めて、きちんとそういう方にもっと一定の配慮をした督促のやり方をやっていただきたいと思います。

それから、9月議会に、滞納家賃の支払いに関する6件の和解議案が出ました。これは入居者と連帯保証人に対して月8万円ぐらいの支払いを求める、返済能力を無視した和解案だったんですけども、このような無理な和解について、私は、和解条件というのはもっと考えるべきじゃないかということを主張したんですが、この水戸市で議決した和解は、具体的には裁判所で今どんなふうな状況になっているんですか、これは報告がないので、報告をぜひ求めたいと思います。

○黒木委員長 木村技監。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

即決和解の現在の進捗におきましては、7件申請いたしまして、まだ2件ほどしか和解が成立しておりません。残りの件数が確定次第、まとめて報告する予定であります。

○黒木委員長 村田委員。

○村田委員 中庭委員のお話の中に付随する関連の問題がありますから、お話をしますけれども、確かに河和田団地の方で真面目に家賃を納めている方がいらっしゃる。ところが、1カ月か2カ月うっかりしたのか、事情があったのか、納付がおくってしまったという、そういう事情の方も中にはいらっしゃるわけですね。そうすると、そういう方からのお話をお聞きすると、基本的に私なんかずっと真面目にやってきたんだけど、1カ月、2カ月おくれて、結局支払いの催告書が来たんだけど、この辺はその端末機で見て、端末機がやっているから、おけているから該当したということであるけれども、基本的にはその辺のところ

はやっぱり真面目に日ごろ支払っている人に関しては、きちんとひとつ見てあげるべきではないかと私は思います。

というのは、どういうことかという、そういう方が、私たちはずっと真面目にここに15年もいるんだけれども、支払いがおくれたことは1回か2回ぐらいしかありません。しかしながら、もうほとんど納めていらっしやらない方が、河和田団地の昔からの家はほとんどいらっしやったと思う。そういう人のために何かと言えば、市の職員が来て、あれだって浪費で無駄じゃないかと。基本的にはそういうことこそ本当に、書類的に処理したほうがいいんじゃないかということをおっしゃる方がたくさんいらっしやるわけですよ。その辺のことをよく踏まえて、今、中庭委員さんが一生懸命これをなさっているけれども、確かに弱者救済という非常に美味の一つのことではあるけれども、やはり全体的な日本のバランスを考えたときに、やっぱり民主主義ですから、真面目に納めている方が大半で、真面目に納めていない方のほうが限られているわけです。

また、私は前から何回か申し上げたことがあると思うんだけど、生活保護を受けている方たちにお金をお渡しするときに、やはり家賃を滞納なさっている方には、その中から一緒に本人の立ち会いの中で家賃をもらうようなシステムでやらなければ、これはいつまでたっても改善できないよというお話をしたことが1回あったと思うんですけども。

これは課が違いますけれども、奥さんと旦那さんが別れた形になっていて、両方で生活保護を受けながら、そして朝からパチンコ屋さんや並んでいるという方は、私が知っている限りでも20組ぐらいいます。名前を挙げろといえ、後で私が資料を持ってきてあげますけれども、だからそういうようなことの生活保護のひずみができているわけです。そういうことのバランスも市の行政に責任がないと言えないけれども、あると言え、あるんですよ。それはきちんと本当に夫婦別れしているのかどうかということも、とにかく書類上は夫婦別れして、生活は別々にしているよなんて言ったって、寝るときは一緒に生活して、御飯を食べるときも一緒に生活していれば、これは夫婦なんですよ。

だから、そういうことが本当に矛盾している。世の中が余りにも矛盾している。じゃもう一回お伺いしますけれども、この5年間でどのぐらい生活保護者の方がふえましたか。これは課が違うからわからないと言え、わからないんでしょうけれども、その辺のことから掘り下げて考えたら、基本的に安易に生活保護を認める行政にも責任があると言っても過言ではありません。

これは認めざるを得ないというものであったら仕方がないとしても、認めなくてもいいようなものまで認めなければならない、それはあえて申し上げますけれども、大きな力がそこに作用しているんじゃないかと。働いているんじゃないかと。そういうこともありますので、私たち保守系議員は、そういうことにもう一回この場をおかりして言うわけではありませんけれども、きちんとした強い、行政の目じゃなくて、我々一般市民として、議員としての目を光らせて、そしてこれから生活保護者の環境というもの、実情というものを徹底的に調査する特別委員会でもつくろうかと思う。じゃないと余りにも、今、これは10倍ぐらいふえていると思いますよ、5年間で。余りにもふえ過ぎている、これはもう全国的な一つの風潮なんです。だから、私たちはそういうことも踏まえて、これからも考えてまいりたい。

まして、雨露しのいで生活している家でそういった家賃も支払わないでいいなんていう話はありません。

真面目に支払っている市営住宅にお住まいの方々に大変申しわけないこと。ほとんどの人が支払っていないといえば、これはもう大変なことになっちゃうけれども。水戸市民の中でも約85%、90%の方は真面目にお支払いいただいているわけですから。そのほかの何%の人が支払わないから弱者救済なんていう美味では、きれいごとでは済まされない部分もままございます。

あるとき、私どもの委員会で、かれこれもう10何年前になりますけれども、余りにも膨大な家賃の滞納者がいたものですから、それを摘発して、徹底的にお支払いいただいたというようなこともございますので、その辺も踏まえて、今後とも注視しながら行政に励んでいただきたいと思います。

答弁は結構です。

以上です。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 お話は後先になっちゃうかもしれませんが、今、村田委員がお話しされた生活保護の関係者の中で、私も耳にしています。これは、ここに副市長の秋葉さんもおられますから、市のほうの体制の中で、どのぐらいの人数が生活保護を受けているかわかりませんが、前にもお話ししたかもしれませんが、水戸市からいただくお金は貯金しているんだと。うちでは息子がお金を入れてくれるから貯金できているんだと、こういう人を事実私も知っています。

生活保護を、その裏には、いただくようにしたのは、大体私もわかっています。これは保守系議員ではありません。だからそれは名前は申し上げませんが、やはりもう一度きれいにして。同居して、息子が働いて金を入れてくれているとか、表向きだけ離婚していて生活保護費をもらっているとか、そういう生活保護受給者というのはたくさんいますよ。

これは徹底的に、私はやはり、この委員会ではないけれども、副市長さんに特にこれはお話し申し上げておいて、執行部のほうでそういうふうな方向で、議会のほうとしても全面的にバックアップし協力し、場合によっては今言ったように特別委員会をつくったっていいと思っていますよ。

そういうことですので、その家賃のほうに話はまた戻りますけれども、連帯保証人というのは、これは中庭委員も経験があるんだよ。以前に私がそれを指摘したんですよ。650万円の連帯保証人の、お支払いになっていただいたんです。

ですから、今、家賃だけの滞納額だつて5億円ぐらいあるでしょう。それ以上あるかもしれません。ですからそういうお金が滞納になっている部分について、やはりその滞納者と話し合いをしながら、どうしても支払う意思がないとか、分納の話にも応じないとかいうような場合は、これは法的措置しかないですよ。そのためにはがきを出したんだと思うから、私は成功だと思っていますよ。

やはりそういう意識を持って、入居者600世帯がもう滞納者なんだから、その中で200所帯が分納の契約ができています。そのうちの80世帯しか支払っていない、分納の契約をしたって何にもならないでしょう。そうしたら、当然これはやはり、滞納者には全部そうしたはがきを出して、そういう意識を高めて、責任を持ってもらうということが目的だったんだというふうに思っています。5億円の金が収入未済額で残っている。そうしたら住宅もどんどん改修だつて何だつてできるでしょう。みんなが真面目に納めていただければ。

だから、何年か前の滞納だったとしたって、それは生活保護のほうから差し引いて、話し合っただけで引いていきますよと、分納にこういう形で引いていきますよというような形をとったって、これは当然いいんじゃないですか。これは法的に許される問題だと私は思っています。

その辺も含めて、秋葉副市長さん、今後、市のほうの体制を。やはり大きな金ですよ、5億円というのは。何かやろうとすれば億の単位でどうだこうだという、工事の部分なんかでもありますから、やはり5億円というお金というのは、かなりの金額だと私は思っていますので、こういうものを精査していくのが行政の仕事だと思っていますから、それには議会と一緒にあって、滞納者に対する意識を、納めてもらうような働きかけをしていくということのほうが大事だと思っていますから。これで終わります。

答弁は要りません。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 村田委員、それから、松本委員から生活保護のお話が出ましたが、私も簡単に言いますと、やっぱり今の安倍内閣のもとで貧困と格差が広がっているんですよ、具体的に。そして、特に高齢者の方の生活保護が非常にふえていると。年金が下がる、それから賃金も下がるという中で、一旦病気になったら、もう家賃も支払えない、生活保護を受けざるを得ないという方が今たくさんふえているんですよ。

だからそういう点では、憲法第25条では最低限度の生活の保障のための生活保護制度というのは保障されているので、そういうこの弱者、それから低所得者の方に対するこの市営住宅ですから、やはりそれが公営住宅の目的ですから、そういう点をきちんと配慮して、行政を行うべきではないかなというふうに思います。

先ほどの答弁では、7件の和解を今進めているということなんですけれども、9月議会では6件の議案に対して議決したわけですよ。もう1件和解がふえてしまったんですか、これは。その辺ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○黒木委員長 木村技監。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 すみません、手持ちの資料で申しわけございません、7件というふうにメモしてきたものですから。ちょっと確認してみないとわかりません。

○中庭委員 よく精査していただきたいと思います。

先ほどの答弁では、この状況がまとも次第、報告するということなんですけれども、返済能力を無視した月8万円などの支払いを求めた、分納の計画なので、そういう条件もやっぱりきちんとどうなったのか、ぜひこの委員会に報告をしていただきたいと思います。

以上です。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、以上をもちまして、本日の都市建設委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時56分 散会